特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

壬生町長

公表日

令和5年11月16日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険事務				
②事務の概要	保険給付管理上の給付履歴、限度額管理、保険料賦課徴収に関する事務				
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				

2. 特定個人情報ファイル名

保険給付ファイル・保険料納付管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一68項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	1)実施する 2)実施しない 3)未定
--------	---	------	---	---------------------------

②法令上の根拠 番号法第19条8号、別表第二93項、94項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉部健康福祉課
②所属長の役職名	課長

<選択時>

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

壬生町役場 総務部総務課 文書法規係

請求先 郵便番号: 321-0292

住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

壬生町役場 総務部総務課 文書法規係

連絡先 郵便番号:321-0292

住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年11月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和	15年11月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提供	烘を除く。) []提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]#	接続しない(入手) []接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・消	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	5. ② 所属長	健康福祉課長 臼井 浩一	健康福祉課長 伊澤 隆	事後	
令和4年4月1日	I-5. ① 部署	民生部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課	事後	
平成31年4月1日	I-5. ② 所属長	課長	課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数-いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	閾値に変更なし
平成31年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数-いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	閾値に変更なし
	Ⅳ リスク管理	新様式変更により追加	新様式変更により追加	事後	
令和1年5月14日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	事後	
令和1年5月14日	Ⅱ-1. 対象人数-いつ時点の 計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和1年5月14日	Ⅱ-2. 取扱者数-いつ時点の 計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和2年3月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	番号法第19条7号、別表第二の93,94の項	事後	
令和2年3月16日	Ⅱ-1. 対象人数-いつ時点の 計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和2年3月16日	Ⅱ-2. 取扱者数-いつ時点の 計数か	令和2年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ-1. 対象人数-いつ時点の 計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ-2. 取扱者数-いつ時点の 計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	閾値に変更なし
	I-4法令上の根拠	番号法第19条8号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う修正
令和4年8月19日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一68項	番号法第9条第1項、別表第一68項	事前	
令和4年8月19日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二93項、94項	番号法第19条8号、別表第二93項、94項	事前	
令和4年8月19日	1-5. ①部署	住民福祉部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課	事後	
令和4年8月19日	1-7. 請求先	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地 1	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地 1	事後	
令和4年8月19日	1-8. 連絡先	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地 1	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地 1	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ-1. 対象人数-いつ時点の 計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ-2. 取扱者数-いつ時点の 計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	